広島県告示第千四号

定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。 十七号)第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五

令和七年十一月二十七日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

田渕(二四一三—二)	後谷(二四一四一三)	区 域 の	土砂	所在地	告示番号
1]—1 1)	<u>g</u> —111)	名 称	災害警	広島県福山市	平成二十七年
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	の自因の土 種現な生災 類象る原害	戒区域	巾神辺町地内	平成二十七年広島県告示第百十四号
田渕(二四一三—二)	後谷(二四一四—三)	区域の名称	土砂災害特別		-四号
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	の自因の土 然と発砂 種 現な生災 類象る原害	警戒 区域		